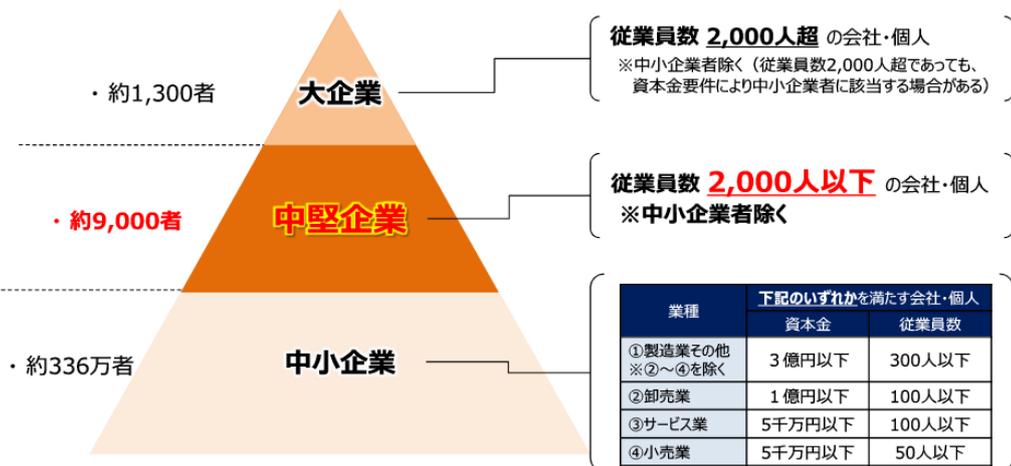


M&Aによる生産性向上 ～中堅・中小グループ化税制（令和6年税制改正）～

人口減少にあたり「生産性向上」が中小企業にとっては急務です。「生産性向上」のために国は、「中小企業」→「中堅企業」へ成長促進していく事や、「中堅企業」とのグループ化を進めるためにM&Aの促進が必要としており多くの施策を検討しています。今回は施策の一つである「中堅・中小グループ化税制（中小企業事業再編投資損失準備金の拡充及び延長）」についてご紹介させていただきます。

1. 中堅企業・中小企業の定義

国（中小企業基本法等）の定める「中小企業」の定義は、資本金3億円以下又は従業員数300人以下（業種ごと別）の会社・個人で、「中堅企業」は、従業員2,000人以下会社・個人としています。

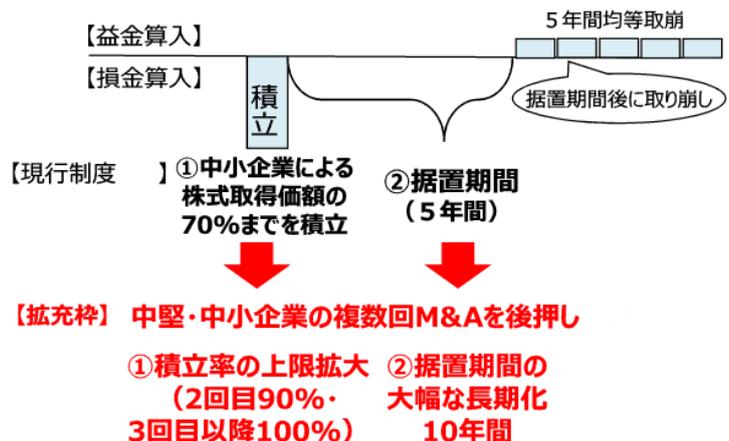
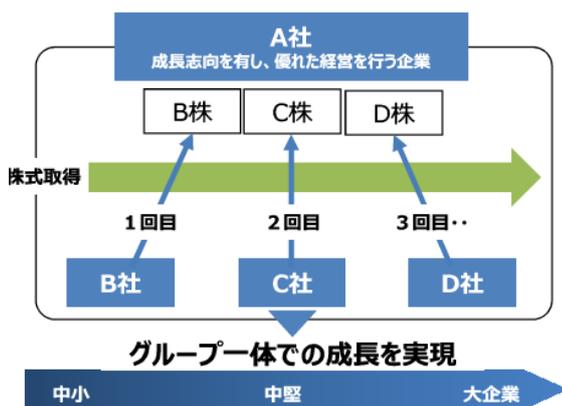


2. 中堅・中小グループ化税制とは

譲受側（買手側）が中小企業をM&Aをした際の株式取得額の70%（現行）→100%（拡大）まで経費化（損金算入）でき、据置期間を5年→10年に長期化（令和8年度末まで）するというものです。成長意欲のある中堅・中小企業によるグループ化を集中的に後押しする目的で、現行制度（令和3年度税制改正）を**拡充・延長**するものです。

改正概要 ※赤字が改正箇所 【適用期限：令和8年度末】

<グループ化に向けた複数回のM&A>



【引用：首脳官邸 HP「中堅企業成長促進パッケージ」より】（上図・下図）

3. 注意点

譲受側（買手側）は、取得した株式金額を初年度で経費化（損金算入）する事ができますが、その後5年又は10年経過後に収入計上（益金算入）する事になりますので、意味のないように感じます。しかし、譲受側（買手側）は利益が出ている事が多く、**初年度の利益や投資額の圧縮効果**が期待できます。

また、「現行制度」の延長と「拡充枠」が併用されている制度のため、現行制度は「経営力向上計画」の認定、拡大枠は「特別事業再編計画」の認定を受ける必要があり、複雑な点がございますので、M&A（譲受側）をご検討する際には是非ご相談下さい。